令和７年度 銚子市男女共同参画計画取組状況

A:十分に取り組んでいる　B：取り組んでいるが、まだ取り組むべき事項がある　C:取り組んでいない　D:その他（取り組むべき事例がなかった場合など）

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
①　男女共同参画・人権尊重意識の啓発 重　点	1	【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します。	講座・講演会の開催 年１回以上	企画室	・県のアドバイザー派遣事業を利用し、費用をかけずに職員研修を実施しようとしたが、講師との調整がつかず、実施できなかった。	C	・県のアドバイザー派遣事業（講師派遣）の申請を提出していたが、講座や講演会等が実施できなかったため。 ・県のアドバイザー派遣事業以外に、費用負担なく講演会を実施する方法を検討する。
	2	【法制度の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます。	―	企画室	・市ホームページ内「男女共同参画」の“男女共同参画に関する法律”ページに、『男女共同参画社会基本法』・『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』・『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』を掲載し、情報提供している。	B	・市ホームページ内「男女共同参画」を用いて、各関連法制度の周知に努めることができた。 ・更新できる情報が少ないため、各関連法制度の周知をどのように継続して行うか検討する必要がある。
	3	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます。	人権意識啓発活動の実施 年１回以上	秘書広報課	・市内小中学校における人権擁護委員による人権教室を実施した。 ・イオンモール銚子で人権擁護委員と共同でポスターの展示、啓発物品の配布を実施した。（12月5日、６日）	A	・市内小中学校において、人権教室実施校が昨年度より3校増え、人権の大切さを広く周知することができた。イオンモール銚子での啓発活動では、たくさんの人に人権擁護委員の活動や、啓発活動のことを知っていただく機会に活用できた。 ・引き続き人権教室開催を受けてもらえるよう、市内小中学校と協議していく。
	4	【男女共同参画に関する情報発信】 市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	市ホームページ等での情報発信 年３回以上	企画室	・６月に１回：「男女共同参画週間」、１１月に１回：「女性に対する暴力をなくす運動」、３月に１回：「若年層の性暴力被害予防月間」を市ホームページで周知啓発を行った。 ・１１月に地域推進員の活動内容を「男女共同参画だより」にて周知した。	A	・国のキャンペーンに合わせて、主要なイベント等の周知啓発ができた。 ・更新できる情報が少ないため、継続した情報提供をどう進めるか。
	5	【男女共同参画の視点に立った広報活動】 広報紙やその他様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます。	―	秘書広報課	・引き続き共感を得られる広報のために、内閣府の策定した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に沿った広報活動に努めるとともに、広報技術の向上に努めた。	A	・広報紙では男女共同に配慮した写真の使用に努め、市内で活躍する女性を取り上げた。 （広報：表紙6月、7月、11月、12月、2月　I♡銚子（広報裏表紙）：4月、8月、10月、3月に女性起用） ・広報紙の作成にあたり、市内で活躍する女性の情報が少なく、各課室へ問合せしながら取り上げる人物を探している。
	6	【障害のある人への理解と権利擁護】 障害のある人の権利を擁護し、障害を理由とした差別の克服や解消に向けて勉強会・研修会を開催します。	障害者福祉研修会等の実施 年１回以上	障害支援室	・新規採用職員に対する研修を実施。千葉科学大学看護学部等の実習生に対して障害福祉の理解のための研修を行った。	B	・研修を通し、障害福祉や障害者虐待の理解を深めてもらう機会になった。 ・今後も継続していきたい。
②　男女共同参画に関する情報の収集、提供	7	【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	―	企画室	・2024年度のちば男女共同参画行政担当者者連絡会議において、県内市町村を対象に「男女共同参画計画の策定における市民意識調査の実施方法・内容」を照会した市町村があったため、その回答を共有してもらうことで各市の実施状況の把握に努めた。	B	・主導的ではないが、各市町村が市民意識調査時にどのような設問を設けているか把握することができたため。 ・今後実施予定の市民意識調査において、どのような質問を設けるべきか検討する。
	8	【資料の充実】 男女共同参画に関する資料の収集と提供に努めます。	―	公正図書館	・積極的に資料の収集を行い、図書館利用者への情報提供に努めた。	A	・積極的に資料収集に努め、図書館利用者への情報提供を行った。また、企画展示で関連図書の展示・貸出を行った。 ・今後も継続して資料収集及び提供に努める。
	9	【企画展の開催】 男女共同参画週間に合わせて関連図書の企画展を開催します。	男女共同参画に関する図書の企画展開催 年１回以上	公正図書館	・男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせて関連図書の展示・貸出を行った。	A	・関連図書の展示をすることで、利用者の興味関心を引くことができた。 ・今後も継続して実施する。資料の充実を図る。
③　学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	10	【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択を考えられるようなキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるように指導します。	職場体験学習の実施 全小中学校で実施	指導室	・小中学校でのキャリア教育充実に向けた指導助言。中学校キャリア教育担当者会議の開催。（年３回） ・中学生による千葉科学大学の見学及び市内各事業所での職場体験学習をコーディネート。	A	・全中学校で職場体験学習を実施することができ、キャリア教育の充実を図ることができた。 ・小学校における職場見学の実施については、コロナ禍以降、実施方法等、各学校の実情に応じた形での実施になっている。
	11	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。	性教育に関する研修への参加 全小中学校で実施	指導室	・全小中学校で、道徳や学級活動、体育（保健）の授業等の中で指導を実施した。	A	・男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導することができた。 ・児童生徒の多様性を尊重した、性教育の実施をしていくことが求められる。
	12	【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	学校訪問による指導助言 全小中学校で実施	指導室	・県教育委員会作成のリーフレットの配付と活用について、年度当初に周知するとともに、児童生徒一人ひとりを大切にした指導の推進について、学校訪問等により指導を実施した。	A	・学校訪問等を通して、児童生徒一人ひとりの人権を尊重した指導及び多様性の理解について指導・助言を行うことができた。 ・今後も、児童生徒一人ひとりの個性を育む指導の大切さについて、教職員一人ひとりが意識啓発を図っていく必要がある。
	13	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。	人権教育に関する研修への参加 全小中学校で実施	指導室	・いじめ等の相談窓口・相談メールの周知といじめ撲滅キャンペーンの実施を各学校で確実に行うことができた。 ・各校のいじめに関するアンケートの状況を毎月把握し、対応について指導助言を行った。	A	・各学校のいじめ防止基本方針の内容を確認し、それに応じた対応をしっかりと行うよう指導助言をし、重大事態になる前に解消することができた。 ・いじめや暴力行為の根絶には継続的な取り組みが重要であり、今後さらに取り組みを充実させる必要がある。
④　家庭・地域社会における学習機会等の充実	14	【講座等の開催】 講座等の開催にあたっては、社会的性別にとらわれず、広く参加者を募集します。	―	市民センター	・前年度に引き続き、男女生け花教室及び男女茶道教室を、市民生け花教室及び市民茶道教室と名称を変更し、広く参加者を募集した。	A	・社会的性別をうたって参加者を募集していた教室を、広く市民という表現に変更し募集した。
	15	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ機会を設けます。	―	市民センター	・小中学校全校で開催できるよう、未実施だった豊里小学校及び双葉小学校も開催できるようにしたが、児童・生徒数の減少に伴い、飯沼小学校と第三中学校を合同で実施した。	A	・全校でできるよう協議を進めた。 ・児童・生徒数の減少に伴い、合同で実施しなければならない学校数が増加する見込み。
	16	【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します。	―	指導室	・相談窓口・相談メールの設置や電話や来庁による相談活動を実施した。 ・必要に応じてスクールカウンセラーによる相談活動を実施した。	A	・全ての小・中学校にスクールカウンセラーが配置され、保護者にとっても相談しやすい体制が整備された。 ・今後も相談窓口や相談メール、各学校のカウンセラーの活用がさらに充実していくよう周知していく必要がある。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑤　人権尊重と暴力防止の意識づくり 重　点	17	【DVについての啓発】 チラシの配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します。	広報紙を利用したＤＶについての啓発 年１回以上 ＤＶ防止に関するチラシの隣組回覧 年１回	企画室	・広報ちょうし及び市ホームページによる「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知を行った（11月）。 ・しおさいプラザでのDV関係パネル展示及び庁舎玄関前への懸垂幕設置を行った（11/18～11/25）。	A	・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて周知・啓発を行うことができた。 ・2025年度より県がDVに関するチラシを作成しないこととなり、隣組回覧による周知を行わなかったため、他の啓発方法を考える。
	18	【児童虐待防止対策】 毎年１１月の児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	―	保健事業室	・多職種連携（保健師、社会福祉士、家庭相談員、保育士等）により、様々な課題を抱えるケースについて、チームで支援することができた。 ・児相や所属（学校や幼保、その他関係機関）との多機関連携によって、虐待リスクのある子育て家庭について、早期対応を実施することができた。	A	・要対協実務者会議（年４回）を開催し、児相や警察等の多機関からケース支援に対する助言・協議を行う場を設け、適宜個別支援会議も実施し、より良いケース支援を構築している。 ・より効果的な周知啓発をしていけるようにする。
	19	【ハラスメントの防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に関する啓発を行います。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	20	【ＤＶ予防セミナー実施の促進】 生徒を対象としたＤＶ予防セミナーの実施について、高等学校へ働きかけます。	―	企画室	・県が実施している若者のためのDV予防セミナーの実施校募集時に、市内３校の高等学校の生徒指導担当教諭に対し、実施するよう働きかけた結果、１校が実施に至った。	A	・県からの募集案内を基に市内の高等学校へ呼びかけを行った。 ・ＤＶ予防セミナーの実施に繋がるような効果的な呼びかけの工夫が必要。
	21	【千葉科学大学と連携した広報啓発の実施】 デートDV等の被害防止のため、大学生に対する啓発活動を実施します。	千葉科学大学生へのＤＶ防止に関する啓発 年１回以上	企画室	・千葉科学大学危機管理学部の１年生にＤＶ予防セミナーを実施した。（12月） ・ＤＶ防止に関するチラシやカードを配布し、啓発を図った。	A	・チラシの配布のほかに、セミナーを実施することで学生の反応も確認できた。 ・継続した啓発活動が必要であるが、時間の確保が難しい。
⑥　暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり	22	【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問などを通じて、ＤＶや児童虐待の早期発見に努めます。	乳幼児健診未受診者の現状把握 未把握０件	保健事業室	・乳幼児健診未受診者、転入者、児童虐待につながるリスクのある家庭等について、すくサポと母子保健担当者との情報共有を実施し、早期発見に取り組んでいる。 ・子育て支援課のDV相談業務について、子どものいる家庭への相談面接時にすくサポ担当者が同席し、面前DVによる心理的虐待の早期発見・早期対応に努めている。	A	・乳幼児健診未受診者を全数把握し、児童虐待のリスクにつながるケースについては、早い段階で関係職員、必要に応じて児相等の関係機関と情報共有を実施している。 ・個人情報の取り扱いについて、慎重に管理していく。
	23	【児童の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など、児童の安全を見守るための活動を行います。	ＰＴＡ等と協力した登下校の見守り活動の実施 全小学校で実施	指導室	・交通安全教室、交通安全校外指導を実施した。 ・「銚子市通学路交通安全プログラム」に基づき、定期合同点検を実施した。	A	・関係団体と連携を図りながら、計画通りに取り組むことができた。 ・学校の実情や児童生徒の実態に合わせて交通安全指導を継続していく。
	24	【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図ります。	―	企画室	・ＤＶ相談カード・相談ステッカー設置場所の新規開拓はできなかったが、市内公共施設（体育館・公正図書館・市民センター・すこやかなまなびの城・銚子芸術村等）に引き続き設置してもらい、在庫補充を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパネル展示や懸垂幕の設置、銚子市ホームページ及び広報ちょうしでＤＶに関する啓発を実施した。	B	・ＤＶ相談カード・相談ステッカー等の現状確認及び在庫補充を行い、展示や情報発信により相談窓口の周知ができた。 ・周知・啓発活動の方法が固定化している。
			―	障害支援室	・障害者ガイドブックの内容を更新・追加し、各種相談窓口の案内を行ったほか、ホームページの掲載内容を随時見直し、情報発信の充実に務めた。	B	・ガイドブック・ホームページの内容をより充実したものにする必要があるため。 ・障害特性を理解し、聴覚・視覚障害にも対応をした情報発信を行う。
			SNSを利用した相談窓口の周知 年１回以上	子育て支援課	・銚子市子育てハンドブックに「困ったときの相談窓口」として掲載。 ・広報ちょうし及びLINEにて千葉県司法書士会等による「子どものための養育費相談会」開催の周知。 ・市ホームページに「ひとり親家庭の方、離婚を考えている方へ」のページを公開し、ひとり親等への支援制度及び相談窓口の周知を図った。	A	・子育てハンドブック、広報ちょうし、LINE、市ホームページにおいて様々な相談先を掲載。 ・健康づくり課と子育て支援課の業務の区別が市民には分かりにくいため、相談電話の転送や窓口の案内が必須。
			―	高齢者福祉課	・広報ちょうしにおいて、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や一人暮らし高齢者の実態把握事業について周知を行った。 ・市役所ロビー他市内３箇所でアルツハイマー月間の周知とあわせ、地域包括支援センターについての周知・啓発を行った。	B	・令和８年３月ニーズ調査結果で地域包括支援センターを「知っている」と回答した割合は、47.4%（前回調査＋３．７%）と微増したが、「知らない」と回答する高齢者が45.7%（前回調査△４．１%）であった。 ・高齢者の総合相談窓口としての周知啓発活動を継続する。
			―	保健事業室	・虐待防止リーフレットや子育てハンドブックの配布などの媒体を利用し、相談窓口の周知を図る。	A	・虐待防止リーフレットは市内幼稚園、保育園、小中学校、高等学校に配布。子育てハンドブックは妊娠届出時や転入者等に随時配布。 ・より充実した周知啓発をしていけるようにする。
	25	【外国人のＤＶ被害者への情報提供】 外国人向け相談窓口カードなどを活用し、多言語で相談窓口の周知を図ります。	―	企画室	・県等が作成したＤＶに関するカードやリーフレットを、市庁舎１階トイレ、総合案内、３階企画室、しおさいプラザ、千葉科学大学内などに掲示した。 ・多言語対応のオンライン相談窓口に関する情報を銚子市国際交流協会のホームページに掲載し、啓発を図った。	A	・ＤＶ相談カードやリーフレットの配布のほかに、銚子市国際交流協会のホームページを活用して啓発を行った。 ・ＤＶに関するカードやリーフレットを直接的に外国人へ配布することが難しい。
⑦　安心して相談できる体制づくり	26	【相談体制の充実】 ＤＶ相談員、家庭相談員等が連携し、相談体制の充実を図ります。	―	子育て支援課	・DV相談員（週2.5日）1名配置 ・母子父子自立支援員（週2.5日）1名配置	A	・DVと児童虐待には密接な関わりが存在する場合が多く、児童のいる家庭でのDV相談があった場合には、家庭相談員等と連携して対応した。 ・相談員の配置位置が離れているため今まで以上に連携が必要。
			―	保健事業室	・家庭相談員２名（週３日）配置	A	・児童のいる家庭での相談があった場合には、内容に応じて児童相談所・警察等関係機関や他の相談員と連携して対応することができた。 ・より密接な情報連携が必要。
	27	【ＤＶ相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、ＤＶ相談員等の研修機会を充実させます。	ＤＶ相談員等への研修機会の提供 年１回以上	子育て支援課	・DV職員担当者被害者支援研修等に出席（出張研修2回）	A	・DV被害者支援の研修を経てスキルアップすることができた。 ・多様化する事案にその都度対応する適切な研修を受けることが難しい。
	28	【人権侵害に対する相談の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります。	人権相談の実施 月１回	秘書広報課	・庁舎内での毎月1回人権擁護委員による人権相談を実施。（実施月12回） ・人権擁護委員を対象にした研修会と講演会等を実施。 ・人権週間に併せて例年通り12月6日、7日にはイオンモール銚子にて人権擁護相談啓発グッズを配布した。	B	・人権擁護委員による人権相談は毎月実施できた。市職員が対応する市民相談センターに寄せられる多種多様な相談については、人権に配慮し、的確な支援につなげることができた。 ・人権擁護相談と行政相談の連携強化
	29	【市民相談センター運営の充実】★新規★ 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実に努めます。	―	秘書広報課	・市民相談センターの開設日（週3日）以外に寄せられた相談にも対応することで、急を要する案件に対しても迅速な支援を行った。	A	・市内在住、在勤、在学、出身者のみならず、近隣市町の住民からの相談に対応し、解決につながる支援ができた。 ・相談者は高齢者が多く、相談内容の聞き取りが難しい場合が多い。対面での相談のほか電話でも対応するが内容を理解できないことが少なくない。様々な悩みを抱えた人の相談内容は、多岐にわたっているため、行政に関することばかりではなく、社会の動向を常に注視する必要がある。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑧　関係機関との連携による支援体制の充実	30	【ＤＶ被害者の支援】 関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。	―	子育て支援課	・DV相談員（週2.5日）を配置。身体的暴力4件、精神的暴力7件の相談を受けた。同行支援、避難後の継続支援の実施。	A	・子育て世代包括センター、福祉部門（社会福祉課・高齢者福祉課）、児童相談所などの他機関と連携しながら支援をしている。避難先での相談や避難後の支援を実施した。 ・相談窓口の周知、及び加害者から被害者を守るための慎重な対応が必要となっている。
	31	【要保護児童対策地域協議会の活用】 児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会の活用を図ります。	―	保健事業室	・代表者、実務者、個別支援会議の3つの会議を通して、支援ケースの支援方針を協議し、児童虐待の適切な介入・支援を実施。困難事例については、多職種・多機関連携を中心とし、支援の見直しなどを行う。	A	・要保護児童対策地域協議会の三層構造（代表者会議、実務者会議、個別支援会議）について、事業計画どおりに実施することができた。 ・各会議における多機関の情報連携の重要性はあるものの、個人情報の取扱い（守秘義務）を徹底していく必要がある。
	32	【関係機関との連携】 介護施設等と協力し、虐待などにより緊急保護が必要な高齢者に対応します。	―	高齢者福祉課	・高齢者の虐待など緊急分離等が必要な場合に委託型地域包括支援センターやケアマネジャーと対応可能介護施設等と協力し対応できるようにする。	A	・関係機関から虐待通報を受ける等委託型包括は基幹型包括と連絡相談を受けながら慎重、かつ早急に対応できた。 ・緊急性の判断・対応が取れる様な職員個々のスキルアップが必要。
	33	【障害者虐待防止支援体制の強化】 障害福祉施設等と連携強化し、虐待などによる緊急保護等、適切な支援を行います。	―	障害支援室	・障害者虐待防止センターへの市民や関係機関からの「障害者通報案件」に対し、厚生労働省マニュアルに沿って対応。会議、当事者等への聞き取り調査や、被虐待者への保護の対応を行った。	A	・障害者虐待防止センターへの市民や関係機関からの「障害者通報案件」に対し、厚生労働省マニュアルに沿って対応。会議、当事者等への聞き取り調査や、被虐待者への保護の対応など迅速かつ丁寧に行った。 ・虐待対応は緊急かつ対応に人手や時間を要する。対応する専門職員が不足している。
	34	【秘密保護の徹底】 DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や庁内の関係各課が連携し、個人情報保護の徹底を図ります。	―	市民室	・ＤＶ・ストーカー行為等の加害者が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票等の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。	A	・住民基本台帳事務処理要領に基づき、DV・ストーカー行為などの被害者の保護のための措置を講じており、基幹システムでの住所は非公開としている。また、戸籍の附票についても交付できない設定としており、被害者の個人情報を取扱う際は、複数名で対応している。基幹システムの住基システム以外でフィルターがかからないケースがあったため担当課（税務課）と調整して被害者住所が遺漏しないよう対応している。 ・相手方から被害者を守るための慎重な対応が必要となっている。
			―	課税室	・庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者の税の賦課に関する個人情報保護について、引き続き法に基づき適切に対応した。	A	・庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者に対する税の賦課に関する証明申請等について、関係各課と連携をとり適切に対応した。 ・庁内関係各課との連携を深める。
			―	債権管理室	・庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者の税の徴収に関する個人情報保護について、引き続き法に基づき適切に対応する。	A	・庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者に対する税の徴収に関する個人情報保護について、関係各課と連携を図りながら、窓口等において慎重に対応した。 ・庁内関係各課と必要な情報を共有し、さらに連携を深める。
			―	子育て支援課	・子育て世代包括支援センター、福祉部門（社会福祉課・高齢者福祉課）の職員が面接室へ来室し対応するなど安全の確保に努めた。	A	・DV被害者が様々な手続きを行う際に、人目が付かない別室に担当課職員を呼び対応するなどの安全確保を最優先した。 ・相談窓口の周知をするにあたって、子育て支援課面接室前等加害者と被害者が出会ってしまう危険性がある。
			―	高齢者福祉課	・個人情報保護の徹底を図り、関係機関、庁内関係各課と対応に努める。	A	・個人情報保護の徹底を図り、関係機関や庁内の関係各課と連携を図りながら支援することができた。 ・相談スペースの確保が課題。
⑨　雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	35	【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	36	【女性の職業能力開発に関する情報提供】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報を提供します。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	37	【再就職・起業に関する情報提供】 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業に関する情報を提供します。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	38	【市内事業所との連携】 職場における「固定的性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所への情報提供に努めます。	―	企画室	・千葉県が実施している「男女共同参画・多様性社会推進事業所表彰」制度について、関係事業所へ表彰候補事業所の募集及び過去の受賞事業所における取組事例を周知した。	B	・女性活躍の促進を図るための具体的な取組に関する情報提供ではないが、表彰制度や受賞事業所の取組事例について情報提供ができた。 ・市内事業所が行っている女性の活躍に関する取組を直接伺う機会がない。
⑩　農水産業における男女共同参画の促進 重　点	39	【家族経営協定の締結推進】 家族経営協定の締結を促進します。	家族経営協定の締結数 １７０経営体 （新規締結年１件以上）	農産課	・認定農業者の認定更新時及び認定新規就農者の認定の際に家族経営協定の締結を推進した。	A	・新規締結年１件以上の目標を達成した。また、県と共催の若手女性農業者向けの講習会で、家族経営協定制度について説明した。
	40	【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士などの認定を促進します。	―	水産課	・千葉県に対し、女性の漁業士認定について機会を捉えて働きかけた。（令和６年度に制度改正があり、「女性漁業士」の資格は「青年漁業士又は認定漁業士」として扱うこととなった。）	A	・実績は得られていないが、取り組みを続けているため。 ・認定基準を満たす対象者は少数だと思われる。今後も取り組みを続ける。
			―	農産課	・対象となる女性農業者がいなかったため、千葉県が認定する農業士・指導農業士候補者に対しての意見書の提出は実施していない。	C	・今年度は対象となる女性農業者の候補者がいなかった。 ・対象となる女性農業者の把握が必要となる。
	41	【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます。	―	農業委員会事務局	・2026年7月の改選に向け、関係団体と調整を行った。	B	関係団体と調整を行った結果、これまでの2名登用から、引き続き2名登用となる予定である。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑪　働き方改革の促進 **重　点**	42	【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員１０１人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられていることを周知します。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	43	【ワーク・ライフ・バランスの周知】 関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて周知を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの周知 年１回以上	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
	44	【育児・介護休業制度等の周知】 育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります。	―	産業振興室	・リーフレットや市ホームページで周知した。	B	・リーフレットや市ホームページで周知したが、対象が限られてしまった。 ・より多くの人の目につく方法を検討する必要があった。
⑫　第４期銚子市特定事業主行動計画等の推進	45	【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるように働きかけます。	育児休業取得率（市職員） 女性　１００％ 男性　　３０％	人事室	・第5期銚子市特定事業主行動計画を作成（令和８年３月公表）した。 ・新たに育休取得の該当及びその見込みとなる職員に休暇制度の周知及び取得の意向確認を実施した。 ・男性職員の育休取得のハードルを下げるような働きかけを個別に行った。	A	・指標の達成 ・引き続き男性職員の取得機運を高める取組を行うとともに、消防職員が取得できる環境を整えるよう働きかけを継続的に行うことが必要である。
	46	【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	―	人事室	・年度当初に働き方改革の推進に係る通知を発出やノー残業デーの呼びかけなど、組織全体で「時間外労働の上限規制」及び「年次有給休暇の確実な取得」の推進並びにワークライフ・バランス意識の普及及び啓発に努めた。 ・時間外勤務の上限を超えて時間外命令を行っている場合に、各課の長より報告書を提出させ、状況把握に努めた。	B	・働き方改革推進法の趣旨を踏まえた取組みを実施した。 ・上限を超える時間外について分析及び検証を行うとともに、検証結果への具体的な取組を行う必要がある。
	47	【柔軟な働き方の推進】★新規★ 働き方改革の一環として、テレワークなど多様な働き方の導入に向けた検討を進めます。	―	人事室	・働き方改革の一環として、試行的にテレワークを実施した。	B	・試行的にテレワークを実施できた。 ・新型コロナウイルス感染症の流行が収束したこともあり、職員におけるテレワークの利用が進んでいない。
	48	【災害時の職員参集における配慮】★新規★ 災害対応に当たる職員が育児や介護の支援を必要とする場合、介護等のサービスを受けられる状態になってから参集するよう配慮します。	―	危機管理室	・職員の育児や介護の状況に配慮した災害時動員配備計画の作成に向けた点検を行った。	B	・職員の育児や介護の状況に配慮した災害時動員配備計画の作成に向けた点検を行った。 ・災害時には多くの職員が必要とされるため、十分な人員が確保できなくなる可能性がある。また、災害対応課室において代替え職員を事前に取り決めておく必要がある。
⑬　仕事と育児・介護等の両立支援 **重　点**	49	【保育サービスの充実】 仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。	―	子育て支援課	・待機児童が出ないよう保育士の確保を図り、保育サービスを提供した。	A	・待機児童を出さず、充実した保育内容で保育サービスを提供していた。 ・インクルーシブ保育を進めているが、支援を要する児童の受け入れが増加している。しかし、近年の保育士不足に伴い、対応する加配保育士の確保が困難となっている。
	50	【男性の育児参加促進】 「ママパパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。	―	保健事業室	・妊娠届出時に案内し、希望者に対して様々な専門職による講話、無料の歯科健診、人形等を使用した沐浴等の演習を実施した。希望していたが参加困難な場合は、沐浴等の演習を妊娠後期面接で実施した。	B	・参加者の感想等を基に、より良い内容を実施していく必要がある。 ・充実した内容を継続して実施する。
	51	【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	―	高齢者福祉課	・高齢者福祉課窓口や地域包括支援センターで相談を受けた際は情報提供を行った。 ・介護予防・地域支え合いサポーター養成講座（兼家族介護教室）を開催し、介護者の負担や不安の軽減を図った。	B	・3回1コース実20名／延べ37名の参加があったが、介護中の方や介護経験のある方も数人おり、介護に関する知識を学ぶ機会とすることはできたが、プログラムの都合上、介護家族者の交流時間の設定が難しく、介護者の負担や不安の軽減を図るまでには至らなかった。 ・ケアマネジャーから介護する家族の支援ニーズを把握し、介護負担軽減のための取組みを検討する。
	52	【病児保育事業】 急病時の保育に対応するため、病児保育事業の実施について検討を進めます。	―	子育て支援課	・病児の保育に柔軟な対応ができるよう整備し、病児保育事業体調不良児対応型を運営する施設の情報を掲示し周知・案内を図った。	B	・私立保育施設1か所に事業所が設置されたが、体調不良児対応型のみ実施している。病児対応型・病後児対応型を実施する事業所が設置できていないため、病児の保育に柔軟な対応ができていない。在園児が体調不良の場合も保育を継続的に実施する体調不良児対応型を開設した施設１か所について、子育て支援課前の情報コーナーに各支援センターの情報を掲示し周知・案内を図った。 ・看護師、保育士等の人材確保を進める必要がある。民間事業者の病児保育事業について、同時に実施している企業主導型保育事業（認可外保育）と認可保育園とのバランスを考えた周知の方法を考えていく必要がある。
	53	【放課後の居場所づくり】 日中、保護者が在宅していない児童等に対し、適切な生活の場を与えられるよう放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの充実を図ります。	―	障害支援室	・放課後等デイサービス　　１事業所 ・放課後等デイサービス(重心型)　４事業所	B	・重心型１か所を含む事業所合計が5事業所と前年に比べ(△１)事業所が減少。 ・サービス提供時間と保護者の就労時間が間に合わず、対応に苦慮している。
			放課後児童クラブの待機児童数 ０人	子育て支援課	・放課後児童クラブの支援員に積極的に研修等を受講するよう指導して支援員の質の向上を図り、適切な放課後の居場所作りに努めた。 ・公設の放課後児童クラブについて、２０２６年度から２０３０年度の指定期間における効率的な管理運営の実施、利用者へのサービス向上及び経費の削減を図るため、公募型プロポーザルを実施して指定管理者を指定した。	A	・公設民営8クラブ（10支援単位）、民設民営2クラブ（３支援単位）ともに待機児童数0人を達成した。 ・児童や保護者の多種多様な対応に苦慮している。
	54	【固定的な性別役割分担意識の軽減】 男性・子どもを対象とした料理教室を開催し「固定的な性別役割分担意識」の軽減を図ります。	―	保健事業室	・離乳食初期と中期の児を持つ保護者を対象に離乳食教室を開催した。 ・生活習慣病予防のための教室等で調理実習を開催した。 ・食生活健康推進員による一般市民向けおよび子ども向けの料理教室を開催した。	A	・離乳食教室および生活習慣病予防の調理実習において男性の参加が得られた。推進員主催の子ども向け料理教室では、子どもが楽しく調理に携わることができた。 ・年配男性の調理実習参加に対するハードルが高い。
	55	【行政手続のオンライン化】★新規★ 育児や介護等に関する手続のオンライン化を進め、手続の負担を軽減します。	オンライン手続数 ８０件	情報政策室	・ぴったりサービス及びノーコードツール（LoGoフォーム・kintone）を利用した、手続きのオンライン化を進めた。 ・オンライン化した手続数：165件（ぴったりサービス37件、LoGoフォーム124件、kintone4件）	A	・LoGoフォームの利用の呼びかけを継続したことでより多くの部署で活用が進んだほか、今年度からkintoneを本格導入したことで手続きのオンライン化をさらに進めることができた。 ・手続きをオンライン化するには事務の見直しが必要であることや、各ツールの操作方法が庁内に浸透していない等の課題がある。オンライン化できる手続数拡充のため、担当課室へ積極的に働きかけをし、サポートしていく必要がある。
	56	【保育業務のＩＣＴ化による保育環境の向上】★新規★ 保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡のオンライン化などを進めます。	保育所のオンライン化 公立保育所２か所	子育て支援課	・保護者連絡アプリを活用し、保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡、保育の情報発信を行う。	A	・保護者連絡アプリを活用し、保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡、保育の情報発信を行うことができた。 ・ネット環境の安定とタブレット端末の操作に不慣れな保育士等に対するフォロー体制が必要。
	57	【学校のデジタル化の推進】★新規★ 学校と保護者間の連絡手段などのデジタル化を促します。	―	指導室	・学校から保護者への情報提供として、学校（学年）便りをホームページやメール配信システム等を活用して配信する。 学校からのアンケートや行事への出欠の返事等は、アンケートフォーム等を活用し、保護者がスマートフォン等から回答できるようにする。	B	・学校から保護者への情報発信のデジタル化は進んでいる。 ・アンケートや行事の出欠等での活用については、学校ごとで課題が違うため、全ての学校で同じように進めるのは難しい。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑭　子育て支援の充実	58	【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します。	子育て広場の開設日数 週５日	保健事業室	・就学前の乳幼児とその保護者を対象に、平日９時から正午までの時間帯を基本とし、さらに可能な範囲で午後１～４時も開設。子どもの遊びの場として、また保護者間の情報交換や子育ての悩み等を相談する場となっている。	A	・子どもの遊びの場、保護者間の情報交換や相談の場として対象者は有効に利用されている。 ・午後実施は可能な限り計画・実施する。
	59	【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センターの運営を支援します。	―	子育て支援課	・地域子育て支援センターを運営する施設の情報を掲示し周知・案内を図る。	A	・子育て中の親子に遊び場の提供と育児相談等の支援を実施する地域子育て支援センターを運営する4か所の施設へ補助金を交付した。また、子育て支援課前の情報コーナーに各支援センターの情報を掲示し周知・案内を図った。 ・活動内容の異なる周知が必要であること、また各支援センターを利用しやすい案内をしていく必要がある。
	60	【親子おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため、「親子おはなし会」等を開催します。	子育て支援としての「おはなし会」等の実施 年１回以上	公正図書館	・「親子おはなし会」（０～３歳児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ、手遊びなど）を４回実施した。	A	・予定どおり４回実施できた。 ・今後も継続して実施する。周知に努める。
	61	【ファミリーサポートセンターの運営】 子育て世代をサポートするため、ファミリーサポートセンターの運営を支援します。	―	子育て支援課	・地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、緊急時の預かり、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。	A	・地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、緊急時の預かり、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。 ・事業開始から年数が経っていないため、引き続き円滑な実施に向けて配慮する必要がある。
	62	【子育てに関する講座等の実施】 子育てに関する講座を実施し、子育てに関する正しい情報提供を行います。	子育て広場におけるミニ講座の実施 年１２回以上	保健事業室	・保育所(園)・幼稚園からの依頼で、子育てに関する講座を実施した。	B	・依頼に応じて対応できた。 ・依頼にあわせて、充実した内容を提供できるようにする。
	63	【SNSによる子育て支援に関する情報提供】 SNSを活用し、子育て支援に関する情報提供に努めます。	―	子育て支援課	・保育所及び放課後児童クラブの入所申請の案内や子ども医療費制度、児童手当等、子育て支援に関する情報をSNSを活用して周知、情報提供を実施した。	A	・保育所及び放課後児童クラブの入所申請の案内や子ども医療費制度、児童手当等、子育て支援に関する情報をSNSを活用して周知、情報提供を実施した。 ・文字数を極力少なくし、分かりやすい形での情報提供をする必要がある。
	64	【こんにちは赤ちゃん事業】 生後４か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します。	こんにちは赤ちゃん事業 全戸訪問	保健事業室	・生後3か月の乳児がいる家庭に対して保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や相談対応を行った。継続支援が必要な家庭については、保健師等と情報共有・検討し、切れ目ない支援の充実に努めた。	A	・対象の全ての家庭に実施することができ、目的としている子育てに関する情報提供や、不安・悩みへの相談対応ができた。 ・適宜保健師等と連携して支援していく。
	65	【インフルエンザ予防接種費用の助成】 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。	―	健康・地域医療推進室	・季節性インフルエンザの発症や重症化を予防、まん延防止を図るため、生後６か月から中学３年生までのお子さんを対象に、季節性インフルエンザ予防接種費用の一部助成（１人上限2，000円）を実施した。令和７年度は対象者全員への通知を実施した。接種希望者が適切に接種できるよう、助成期間を1ヶ月延長し、令和７年10月1日～令和８年1月31日までとした。（今後も状況によって延長措置あり。）	B	・令和７年度助成状況は、対象者数に対し、被接種者1,430人であり、実施率は41.44％であった。 ・季節性インフルエンザの発症や重症化の予防、まん延防止のため、実施率向上に向けてさらなる周知が必要。
	66	【子ども医療費の助成】 子どもの通院または入院時の医療費の一部を、１８歳になる年度末まで助成します。	―	子育て支援課	・子どもの通院または入院時の医療費の一部を現物給付により18歳になる年度末まで助成した。	A	・子どもの通院または入院時の医療費の一部を現物給付により18歳になる年度末まで助成した。 ・地域格差是正と市町村負担軽減のため全国一律の基準で子ども医療助成が行われるように国に要望していく必要がある。
	67	【ブックスタートの実施】 絵本を通じて、家庭での良好な子育てを支援するため、健診時に絵本の配布と読み聞かせを行います。	ブックスタートの実施 月１回	公正図書館	・３か月児健康診査時に来館した親子に、絵本の読み聞かせと配付を行った。	A	・対象者全員に絵本の読み聞かせと配布を実施できた。 ・予算の確保と、読み聞かせボランティアの確保。
⑮　市政における女性の参画促進 重　点	68	【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取する機会の確保に努めます。	―	秘書広報課	・庁舎1階に「市政提案箱」を設置、市ホームページ内にも市長への手紙（市政提案メール）のコーナーを設け、市民をはじめ多くの方からの意見を伺う機会としている。	B	・庁舎1階にある手紙で意見を収集する「市政提案箱」や、24時間いつでも対応できる市ホームページ内の市長への手紙（市政提案メール）で、意見を伺う環境を整えている。寄せられた意見などに対して担当部署が回答を作成している。その意見と回答の内容はホームページ上で一部公開している。 ・コロナ渦で実施できていなかった市政座談会の開催方法を検討する。
	69	【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	―	企画室	・審議会等における女性委員の登用状況調査照会文書へ、委員の選定の際に住民公募枠の設定などへの配慮について記載し、働きかけを行った。	B	・文書による働きかけを実施したが、任期が迫っている審議会等の把握や所管課室等への直接的な働きかけができなかった。 ・現状、充て職での委嘱が多いことから、選定方法そのものを見直していく必要がある。
	70	【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図ります。	審議会等における女性委員の割合 ４０％	企画室	・審議会等における女性委員の登用状況調査照会文書へ、委員の選定時における女性の登用などへの配慮するよう記載し、働きかけを行うとともに、前年度の登用率をを記載し情報共有を行ったことにより、登用率が上昇した。	A	・文書での働きかけや情報共有を実施することで女性委員の登用率が上昇したため。 ・充て職での委員委嘱が非常に多く、女性の登用などが推進されない。今後、新規の審査会等があれば、女性が多く所属する団体を推進するような働きかけを行う。
	71	【女性職員の育成】 各種研修への参加を促進することにより、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔たりなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます。	―	人事室	・男女の隔たりなく職・職責が全うできるよう、研修計画を策定し実行した。	B	・女性職員が、市町村職員中央研修所及び千葉県自治研修センターが実施する研修に派遣・参加（市町村職員中央研修所2人・自治研修センター延べ11人）した。 ・男女の隔たりなく研修に参加できるよう、積極的な呼びかけを行うとともに、参加しやすい（希望しやすい）職場環境を整えて行く必要がある。
	72	【女性職員の活躍推進】 職員の意欲、能力などを考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく管理職への登用を進めます。また、女性が働く職域の拡大を図ります。	女性管理職の割合（市職員） 課長職・課長補佐職合わせて３０％（消防は含めない）	人事室	・職員の意欲、能力などを考慮し、男女の区別なく適材適所による人員配置を行った。	A	・男女の区別なく適材適所による人員配置を行った。指標の達成（女性管理職の割合37.2％） ・ロールモデルとなる女性管理職や女性職員が必要である。
	73	【市職員におけるハラスメントの防止】 市職員を対象にセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行い、相談等にも適切に対応します。	―	人事室	・セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発の一環として、８月に各課室等の長を通じ職員に対し、職場におけるハラスメント防止の通知を発出した。 ・総務課人事室内に相談窓口を設置している。 ・第5期銚子市特定事業主行動計画を作成（令和８年３月公表）した。	B	・相談窓口の設置や職員に対する啓発を実施した。 ・管理職をはじめ全ての職員にハラスメントについての正しい理解を持たせるため、引き続き啓発を行う必要がある。また、LGBTQプラス（性的マイノリティー）についても正しい知識を得るため、研修を実施する必要がある。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑯　地域活動における男女共同参画の促進	74	【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポートルームの利用を促すとともに、市ホームページ等を活用し、市民活動に必要な情報を提供します。	―	総務室	・市ホームページ等による情報提供をしつつまちづくりサポートルームの貸出、利用促進を行った。	B	・市ホームページでのＰＲを実施し、利用促進を行った。 ・市ホームページ以外の媒体を含むＰＲの充実が課題である。
	75	【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります。	―	市民センター	・拠点となる市民センターの利用促進を図るため、大規模改修を実施した。	A	・施設の改修及び老朽化した備品の一部買換えを実施した。 ・老朽化の著しい備品の買換えができていないものがある。
	76	【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます。	―	企画室	・市主催事業の把握ができず、託児サービスの実施について、働きかけを行うことができなかった。	C	・市主催事業の把握ができなかったため。 ・事業開催にあたり事業主催課から保育士等が配置されている健康づくり課に依頼し、託児サービスを設けている事例もある。託児サービスの実施に必要となる保育士等が配置されていない当室から働きかけるのは難しい。
	77	【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるようシニアクラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います。	―	高齢者福祉課	・銚子市シニアクラブ連合協議会及び各単位クラブ１７クラブに運営費を補助した。 ・事務局運営及びグラウンドゴルフ大会・スポーツ大会・演芸大会等各活動に対する支援を行った。 ・銚子市シルバー人材センターに対しては、運営事業費補助金を交付した。	A	・銚子市シニアクラブ連合協議会の各行事等への支援及び運営費の補助、銚子市シルバー人材センターへの運営事業費補助を実施できた。 ・銚子市シニアクラブ連合協議会については、役員中心の運営への移行を支援し、会員・単位クラブ増加のための取組みに協力していく。
⑰　防災における女性活躍の促進	78	【女性の視点を盛り込んだ備蓄物資の整備】 備蓄物資の選定に際しては、女性の避難生活等に配慮するとともに、各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努めます。	―	危機管理室	・備蓄品に関して、生理用品及び乳児を持つ家庭が避難した場合に備えて、液体ミルクを継続して購入した	A	・女性の避難生活に配慮した備蓄品の選定ができたため。 ・備蓄計画に従い、今後も継続購入していく必要がある。
	79	【女性防火クラブ員の育成】 女性防火クラブ員を対象に火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、地域住民の自主防災意識の高揚と共助体制を確立できるよう支援します。	女性防火クラブ員への育成講習・研修会の実施 年２回	消防本部	・千葉県女性防火クラブ研修会へ参加 ・秋季火災予防運動期間中に市内大型物品販売店に火災予防啓発コーナーを設置、市民の防火意識の高揚を図った。 ・当消防本部にてクラブ研修会を実施、防災に関する知識及び技術の習得を図った。	A	・予定していた事業を概ね計画通りに実施することができたため。 ・新規クラブ員（若い世代）の確保及びクラブ員の全体的な高齢化
	80	【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進ＰＲを積極的に実施します。	女性消防団員への訓練・講習会の実施 年５回	消防本部	・４月　規律訓練、６月　消防操法大会でPR活動、規律訓練、７月　ボーイスカウトへ防災教育、規律訓練、８月　防災フェス、９月　規律訓練、１１月　夜景活動、青澄祭でPR活動、全国消防団員活性化大会へ参加、簡易消火栓取扱指導、旭市イオンタウンでPR活動、１２月　消防団津波対策訓練、１月　消防出初式、２月　女性消防団活性化シンポジウム、規律訓練	A	・予定していた事業が実施でき、PR活動の効果により女性団員の入団に繋がった。 ・団員の高齢化及び学生団員の不足。
	81	【女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり】 地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているか点検し必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を進められるよう女性の参画を促進します。	―	危機管理室	・地域防災計画の修正の際、防災分野における女性の参画拡大や性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことの必要性を記載した。	B	・地域防災計画の修正の際、防災分野における女性の参画拡大や性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことの必要性を記載した。 ・引き続き点検を行い、その結果を踏まえ、地域防災計画を見直す必要がある。
	82	【自主防災組織の育成】 自主防災組織に女性の経験や能力を活用するため、男女の区別なく防災士の育成に努めます。	―	危機管理室	・市ホームページや広報において防災士養成講座の募集案内を周知し、防災士の育成を推進した。	A	・市ホームページや広報において防災士養成講座の募集案内を周知し、防災士の育成を推進した。防災士資格取得費用全額助成10名分（実績値9名中女性7名） ・防災士を中心とした自主防災組織の設立に向けて、継続的な取組が必要である。
⑱　男女の健康保持への支援	83	【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます。	―	保健事業室	・30～39歳の銚子市民へ集団・個別健診を実施。健診対象者の国保被保険者と昨年健診を受診した国保被保険者外の者に対して、勧奨チラシ・受診票を個別通知実施。 ・事後指導は、要医療域者を対象に、個別面談と医療受診勧奨を実施。 ・集団健診受診者のうち、異常なし・要指導域者へ小集団教育を実施。 ・医療機関未受診者へ電話にて再受診勧奨を実施。 ・個別面接・小集団教育未来所者へ電話または、通知文での指導を実施。	B	・対象である国保被保険者数が昨年度から100人ほど減少したことにより、受診者数が減少した。国保被保険者の受診率もやや減少したが、国保被保険者以外の受診率がやや増加したことで、昨年度と比較し全体の受診率はさほど変化はなかった。事後指導は、要医療域者へ個別面接を行ったことで個人に合った指導が行うことができた。小集団教育の満足度は高かった。 ・国保被保険者の受診率向上と小集団教育の参加率向上に取り組んでいく。
	84	【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	―	保健事業室	・ふれあい講座等の依頼教育事業、当課事業である骨粗しょう症に関する講座・歯周病予防教室にて健康教育を実施した。 ・適宜生活習慣病予防やがん予防等の健康教育を実施した。	A	・ふれあい講座の依頼事業のほかにも、当課事業の健康教育を実施することができた。また、適宜、生活習慣病予防やがん予防の健康教育をさまざまな世代に実施した。 ・対象者の年代における課題を盛り込んだ教育内容の検討が必要。
	85	【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談及びカウンセリングを実施します。	―	保健事業室	・臨床心理士による面接を月１回実施した。	A	・思春期から高齢期までの幅広い年代に対し、面接専門職の特性に応じたこころの健康相談を行うことができた。 ・相談事業の周知と対象者が適切な相談ができるように、医療や他の相談事業との連携を図る必要性がある。
	86	【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	がん検診の受診率 ５０％	保健事業室	・がん検診（胃・子宮・乳・肺）は8月に前年度受診者に再受診勧奨を行なった。 ・骨粗しょう症検診は、早期発見と早期予防ができるように、若い年代（40、45、50、55歳）を対象に全数問診票を郵送した。 ・骨粗しょう症予防講演会を実施した。	B	・がん検診は、前年度受診者に再受診勧奨を行ったことで受診数が増加した。また、骨粗検診は全数発送することで、若い年代の受診者が増加した。 ・今後も引き続き受診勧奨を行い受診数の増加を図る。
	87	【スポーツを通じた健康の保持・増進】 老若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。	―	スポーツ振興室	・総合型地域スポーツクラブ（前宿ふれあいスポーツクラブ）が使用する会場「体育館」、「スポーツコミュニティセンター」の優先予約及び「スポーツコミュニティセンター」で開催している「特別コース」講師のスケジュール調整を行います。	A	・各コースとも、ほぼ希望どおり優先予約をスケジュール調整が行えました。 ・2026年度から「特別コース」が総合型地域スポーツクラブ（前宿ふれあいスポーツクラブ）ではなくなってしまうため会員の減少が見込まれる状態です。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
⑲　妊娠・出産期における女性の健康支援	88	【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、母子健康手帳発行時に母子保健コーディネーターよる健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。	―	保健事業室	・妊婦健康診査費の助成のほか、母子保健コーディネーター（助産師・看護師）による個別面接（妊娠届出時・妊娠後期）や電話をし、体調管理に関する助言や出産・育児に関するサービスの案内等を実施した。 ・ママパパ学級において講話や演習を実施した。	A	・2回の個別面接を設けていることにより、様々な助言や説明が実施できている。 ・複数のリスクを持ち、継続支援が必要となる妊婦が増えているため、より丁寧な面接・アセスメントが必要である。
	89	【産婦新生児訪問事業】 生後２か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	産婦新生児訪問事業 全戸訪問	保健事業室	・生後2か月までに、保健師による家庭訪問または所内面接を実施し、産婦の心身の体調確認や育児面の助言、乳児の発育発達確認、予防接種や母子保健サービスに関する情報提供を行った。 ・里帰り先での訪問を希望する場合は、里帰り先の自治体に訪問依頼をして対応した。	A	・他自治体への訪問依頼も含め、全件実施できた。 ・妊娠時に個別面接をしている母子保健コーディネーターや、生後3か月に実施する『こんにちは赤ちゃん訪問』担当保育士との情報共有を強化し、切れ目ない支援の充実に努める。
	90	【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	―	保健事業室	・乳幼児健康診査にて、発育発達の確認、育児や栄養・歯科に関する相談を実施。 ・乳幼児健康相談にて健診からの経過観察や、計測・相談希望者の対応を実施。 ・その他、言葉や発達等の各種相談を実施。	A	・乳幼児健康診査では、未受診者は状況把握に努め、未把握がないようにしている。経過観察や支援が必要なケースは、各種相談事業の利用や保健師等による個別対応をしている。 ・各種相談事業は必要な方が利用できるよう周知していく。
	91	【子育て世代包括支援センターの活用】 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。	―	保健事業室	・専門職が妊娠期から子育て期にわたり、個別相談や関係機関との連携をしている。 ・各種母子保健事業や相談等を実施する中で、相談先としての周知に努めている。 ・児童福祉法等の一部を改正する法律により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両機能を維持し、切れ目のない一体的な相談支援を行う「こども家庭センターすくサポ」を設置した。	A	・保護者や関係機関の相談先として確立されてきている。相談内容毎に各専門職が対応できている。 ・より充実した対応ができるようにしていく。
⑳　高齢者・障害者施策の充実	92	【出前講座等の充実】 介護予防や介護者の健康づくりに関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します。	―	高齢者福祉課	・委託型地域包括支援センターと連携しながら、地域の団体へふれあい講座などの健康教育を実施した。 ・介護予防に取り組む通いの場を増やすため、周知啓発を目的に「めざせ！元気シニア講座」を開催した。	A	・高齢者の集まる場に出向き、認知症も含めた介護予防に関する講座を開催することができた。また、市民ふれあい講座にも出向くことができた。「めざせ！元気シニア講座」は銚子市全域を対象に開催することができた。 ・「めざせ！元気シニア講座」は依頼を中心に実施していたが、新規の介護予防活動団体を増やすため手法を検討する。
	93	【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対し、きめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センターに専門職を配置するとともに、海匝圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します。	―	障害支援室	・基幹相談センターとして専門職による障害者からの相談を随時受付し、障害者を含む世帯の支援につなげる。 ・海匝圏域の中核支援センターとの情報共有を行い、広域での支援体制を構築する。	A	・障害者や家族から幅広い相談について、必要な障害福祉サービスの支援に繋げながら他の介護保険制度や生活困窮制度、医療機関等との連携も丁寧に行っている。 ・相談内容が増加及び複雑化している。相談業務に迅速に対応するための専門職員の人員不足。
	94	【就労支援体制の充実】 障害のある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会の充実を図るとともに各機関との連携を進めます。	―	障害支援室	・市地域自立支援協議会就労部会の開催し、職場体験実習を再開。 ・市内や近隣市の就労支援事業所や障害者就労、生活支援センター東総就業センター、ハローワーク、教育機関との連携を図った。 ・就労継続支援A型の利用希望者・相談者は引き続き増えており、個別対応を実施。また、相談支援専門員や事業所への支援を行った。	A	・市地域自立支援協議会就労部会の中で職場体験実習の取り組みを再開し、就労の関する検討、課題について話し合うことができた。 ・職場体験実習の活性化。
	95	【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。	―	障害支援室	・地域生活支援拠点事業の事業所及び利用者の登録について、周知を図る。 ・障害者が地域で生活をするため、障害の特性等について啓発を図った。	A	・相談支援専門員や精神科医療機関、訪問看護を中心に周知が進み、登録者が増加した。また、登録者に対し支援が継続的に行えている。 ・今後も周知に努めるとともにコーディネーターとの連携を強化する。
	96	【集いの場づくり】 認知症の方や家族が交流する認知症カフェや、銚子プラチナ体操等の高齢者の通いや交流の場の設置を支援します。	認知症カフェの増設 全６か所	高齢者福祉課	・介護予防のための通いの場を増やすための「めざせ！元気シニア講座」を銚子市全体で開催したが、団体設立まで至らなかった。 ・「銚子プラチナ体操」「ふれあい交流サロン」「認知症カフェ」に取り組む団体への活動支援を行った。 ・特に「銚子プラチナ体操」団体に対し交流会を開催し、市民課・健康づくり課と協力し、高齢者の一体的事業に取り組んだ。	B	・認知症カフェは４箇所（内１箇所は活動休止）。プラチナ体操の新規団体は1か所、ふれあい交流サロンの新規団体は１か所立ち上がった。また、既存団体は、参加者の高齢化や会場の問題があり継続が難しくなってきているが、高齢者のニーズに応じて包括職員、リハビリ職を派遣するなどのプラチナ活動団体支援を行うことは出来た。 ・参加者数の減少により、１箇所の認知症カフェの活動が休止となった。また、新規プラチナ体操団体数についても減少している。住民主体の高齢者の集いの場や活動状況を把握し、新たな集いの場の創設に向けた検討を行う必要がある。
㉑　ひとり親家庭等の自立支援	97	【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援します。	―	子育て支援課	・ハローワークと連携し、児童扶養手当受給中の父や母が就労相談する際、子育て支援課とハローワークの双方で連絡票にて情報共有を行っている。	A	・ハローワークと連携し、児童扶養手当受給中の父や母が就労相談する際、子育て支援課とハローワークの双方で連絡票にて情報共有している。ひとり親家庭の父や母に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給し、経済的自立を図った。 ・児童扶養手当現況届受付及び認定時に十分聞き取りをしているが、その他のタイミングで離職した場合の相談窓口としての周知を図る必要がある。
	98	【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図ります。	―	子育て支援課	・ひとり親家庭等の父や母に児童扶養手当の支給及び医療費の助成を通じて、経済的負担を軽減し生活の安定を図る。	A	・児童扶養手当　受給者243人／支給額137,283,950円、医療費等助成　延人数693人／助成金25,010,043円／延回数12,654回 ・ひとり親家庭等医療費助成のうち、遺族年金受給の方の把握が難しいため周知に工夫が必要。

施策の方向	事業No.	【事　業　名】 事　業　の　内　容	指標	担当部署	２０２５年度取組結果	2025評価	評価理由・課題
㉒　外国人が安心して暮らせる環境づくり	99	【外国人母子等に対する就労支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行います。	―	子育て支援課	・ハローワークと連携し、児童扶養手当受給中の父や母が就労相談する際、子育て支援課とハローワーク双方で連絡票にて情報共有している。2025年度、外国人はいなかった。	B	・相談はあるもののすでに就労しており、同支援の実施に至らなかった。 ・孤立している外国人がいた場合に対応が難しい。
	100	【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実に努めます。	日本語指導教室の設置 １校以上	指導室	・日本語指導教室（市内小学校１校で開設）の指導計画作成、通級児童への対応についての指導・助言をする。 ・外国籍児童生徒の適応指導についての指導・助言をする。 ・市内在住の外国人幼児児童生徒に関する助言をする。	A	・小学校１校で日本語指導教室を開設し、外国籍児童への適切な指導についての指導・助言をすることができた。 ・日本語指導教室の開設がない学校においても、日本語の指導の必要な児童生徒が増えており、対応について指導・助言が求められている。
	101	【多言語化の推進】 外国人の定住支援のため、多言語による情報提供や“やさしい日本語”の使用を促進します。	―	企画室	・出入国在留管理庁通訳支援事業「地方公共団体の行政窓口等に対する通訳支援」に６室（９電話番号）登録し、窓口での多言語対応を推進している。 ・一般財団法人自治体国際化協会の地域国際化推進アドバイザー派遣事業を利用し、市職員向けに“やさしい日本語”研修を実施した。	A	・予定していた取組をすべて実施することができた。 ・多様な言語および文化に対応する必要がある。
	102	【生活支援のための情報提供】 市ホームページ等を活用し、外国人へ災害時や暮らしに必要な情報を多言語でわかりやすく提供します。	―	秘書広報課	・市ホームページの翻訳言語を増やし、外国語を母国語とした人にも情報が伝わりやすい仕様にした。広報やホームページで掲載した情報を公式SNS（Instagram、Facebook）からも発信するよう努めた。 ・公式LINEのリッチメニューのカスタマイズを実施し、利用者の利便性向上を図った。	B	・市ホームページの翻訳言語を増やし、外国語を母国語とした人にも情報が伝わりやすい環境にした。広報やホームページで掲載した情報を市の公式SNS（Instagram、Facebook）からも発信することに努めた。 ・市ホームページでは無料の翻訳サービスを利用しているため、正確性が担保できない。情報発信は、市ホームページ、公式SNS（Instagram、Facebook）で行っているが、実際に外国人に情報が伝わっているか把握していない。
			―	企画室	・銚子市国際交流協会で開催する日本語教室などのイベントや外国人向けの法律相談等を”やさしい日本語”や英語で情報提供するとともに、地域おこし協力隊の協力により、SNSでの多言語情報発信や、外国人住民あて行政文書の翻訳を行い、正確な情報を発信することができた。	A	・外国人住民あて行政文書の翻訳など、新たな取り組みがあった。 ・外国人住民の増加に伴い、提供する情報の種類や提供する機会を増やす必要がある。
㉓　庁内推進体制の強化	103	【計画の進行管理】 年度ごとに計画に登載された事業の取組状況を調査・把握し、銚子市男女共同参画計画推進委員会等へ報告します。	―	企画室	・第4次計画の2024年度の実施結果と2025年度の取組予定について調査し、男女共同参画計画推進本部会議及び推進委員会で報告した。（推進本部会議は書面開催・推進委員会8/20開催）。	A	・推進委員会及び推進本部会議を開催することができた。 ・取組状況調査の報告内容にバラツキがあるため、調整すること。
㉔　市民や企業・団体との連携	104	【市民団体等との連携】 多様性を認める社会づくりのため、国際交流協会をはじめ各団体と連携していきます。	―	企画室	・銚子市国際交流協会と連携し、日本語教室や国際交流バスツアーなどの交流イベントを実施した。 ・地域おこし協力隊を活用し、多文化共生イベントや国際交流事業を実施し、多様性を認める社会作りの機運を高めた。	A	・銚子市国際交流協会及び地域おこし協力隊と連携し、多様性を認める社会づくりの活動を実施した。 ・多様な背景を持つ住民同士が接点・交流を持つ回数を増やすこと。
	105	【銚子市男女共同参画計画推進委員会への市民参画】 委員の登用にあたっては、各団体からの推薦委員に加えて若い世代からの公募に配慮し、幅広い視点から多様な意見の聴取に努めます。	―	企画室	・若い世代2名（男性1名・女性1名）を公募委員として委嘱している。 ・銚子市男女共同参画計画推進委員会（8/20）を開催した。	A	・若い世代に配慮した公募委員を委嘱し、幅広い団体から推薦委員を委嘱できているため。 ・若い世代等が参加しやすい会議日程を検討する。
㉕　国・県・他市等との連携	106	【国・県との連携】 国や県の事業を活用し施策を実施します。また、会議や研修会へ参加し情報交換に努め、協力・連携を図ります。	―	企画室	・県のアドバイザー派遣事業の申請を行ったが、講演会実施には至らなかった。 ・毎月開催される「男女共同参画地域推進員会議（海匝・山武地域）」、海匝・山武地域男女共同参画推進員会議主催の講演会へ出席し、情報収集に努めた。	B	・特に海匝・山武地域の担当者同士での情報交換など活発に実施できた。 ・県のアドバイザー派遣事業以外に活用できる事業を模索する。
	107	【他市等との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等において、他市町村との情報や意見交換に努め、より良い施策の実施に努めます。	―	企画室	・県内30市町で構成されるちば男女共同参画行政担当者連絡会議（オンライン）に参加し、男女共同参画・ＤＶ等に関する事項について意見交換、情報交換を行った。	A	・各市町村からの事前質問として、本市も質問事項をあげることで他市町村から情報を得ることができた。 ・困難な問題を抱える女性への支援や性の多様性など、新たな課題がある。
	108	【千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市町との共同事業を実施します。	―	企画室	・海匝・山武地域（6市2町）男女共同参画地域推進員【第９期地域推進員】と共に広域の男女共同参画の啓発活動として、「男女共同参画だより」の作成と匝瑳市市民ふれあいセンターにおいて男女共同参画地域推進員及び一般の方を対象とした講演会を実施した。	A	・切れ目なく男女共同参画地域推進員を推薦できており、海匝・山武地域での活動を活発に行っている。 ・現在の地域推進員の後任者を発掘すること。